

環境省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年三月三十一日環境省令第十二条）

最終改正 平成十九年七月十一日環境省令第十六号

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）を実施するため、環境省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

（地中空間の周辺の土地の要件）

第一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第七条の環境省令で定める要件は、地下水を汚染するおそれがないものであることとする。

（水質検査の回数）

第二条 市町村が、構造改革特別区域法施行令別表第一号の地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業を実施するときは、当該事業についての一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）第一条の規定の適用については、同令第一条第二項第十号口中「一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）」とあ

るのは「三月に一回」とする。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年六月十八日環境省令第十六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月三十日環境省令第二十五号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日環境省令第十号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月二十八日環境省令第十五号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月二十七日環境省令第二十一号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日環境省令第二十八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十二日環境省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年八月三十一日環境省令第十六号）

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月三十日環境省令第三十一号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月二十三日環境省令第十九号）

この省令は、平成十八年五月二十四日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日環境省令第二十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月十一日環境省令第十六号）

この省令は、公布の日から施行する。